

業務概要書

1 設計目的

本業務は、京都府立洛南病院（以下、洛南病院という。）における施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法等の新たな機能を備えた施設整備に向けた基本設計を行うものである。

2 業務概要

洛南病院建替工事（既存建物、浄化槽（廃止済）、防火水槽の解体工事を含む）に係る基本設計業務を行う。これに付随する外構整備、インフラ整備、仮設工事等を含む。

また、建設予定地の地質調査を行う。

3 事業スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 業務委託工期 | 令和2年3月31日まで |
| (2) 平面図、面積表の提出期限 | 令和元年12月28日まで |
| (3) 実施設計業務 | 令和2年度～令和3年度（予定） |
| (4) 工事時期 | 令和3年度以降（予定） |

4 用途地域及び地区の指定

第一種中高層住居専用地域、第二種高度地区、準防火地域、宅地造成工事規制区域、宇治市景観計画（G地区）

5 業務内容

(1) 主な業務内容

下記についてまとめること。

- ・新病棟新築工事の基本設計
- ・上記に係る外構工事の基本設計
- ・段階建替計画（既存建物、浄化槽（廃止済）、及び防火水槽の解体工事を含む）
※各段階における配置図を作成すること
- ・上記に係る設備インフラの整備計画
- ・概算工事費（既存建物、浄化槽（廃止済）、及び防火水槽の解体工事を含む）
- ・概略工程表

なお、以下の資料ア・イ・ウを参考として、本書記載内容に留意し、洛南病院に関わる関係者と十分協議・調整をした上で基本設計を行うこと。

ア 京都府立洛南病院 施設整備計画説明書（概要版） 資料3（以下、施設整備計画という。）

イ ステップ図 資料4

ウ 京都府立洛南病院敷地等測量及び工事用進入路設計業務委託 報告書（抜粋） 資料5

※ 資料5については、参加表明に基づき選定を行った者に対し、配布する。

(2) 施設規模（整備後）

ア 病院規模

- ・ 210 床、8 看護単位
- ・ 外来診療 180 人/日 （参考：167 人/日（H30 年度実績））
- ・ 職員数 約 200 人

イ 施設規模

- ・ 延床面積 約 16,500 m²
 - ①救急 1 病棟（精神科救急入院料） 36 床
 - ②救急 2 病棟（精神科救急入院料） 36 床
 - ③急性期病棟（精神科急性期治療病棟入院料） 28 床
 - ④児童思春期病棟（精神科病棟入院基本料＋児童・思春期精神科入院医療管理料） 16 床
 - ⑤慢性期病棟（開放）（精神科病棟入院基本料） 25 床
 - ⑥慢性期病棟（認知）（精神科病棟入院基本料） 15 床
 - ⑦慢性期病棟（重度）（精神科病棟入院基本料） 37 床
 - ⑧管理・外来・検査室・リハビリ等
 - ⑨医療観察法病棟 17 床
 - ⑩本館（医局・事務部等）
 - ⑪駐車場等
- ・ 建物周りの外構（植栽、舗装、駐車場（約 20 台）、囲障等）

(3) 事前協議等

敷地内の既存建物（建替後に残る建物）の建築基準法上の整理、建替対象建物内の既存設備の調査、及び、日影検討については本業務に含む。

建築基準法、宅地造成等規制法、省エネ法、消防法、京都府福祉のまちづくり条例等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議を行うこと。必要となる資料作成は本業務に含む。また、住民説明等に必要となる資料作成は本業務に含む。

(4) 設計に当たり配慮すべき事項

ア 計画条件の整理

- ・ 既存建物の全ての機能を新病棟に移設すること。
- ・ 工事中も病院機能を維持させるため、既存建物の先行解体は不可とする。
- ・ 開発許可要件を満たさない敷地（幹線道路へ至る経路の幅員不足）であるため、敷地の開発行為（区画形質の変更）はできない。
- ・ 現況地盤高の変更はできないが、高低差のある敷地であるため、段階的に擁壁の設置等の造成工事が必要かどうか十分に検討すること。
- ・ 工事車両は敷地東側に別工事で進入路を整備し（4 (1) ウ参照）、そこから進入する計画としているが、敷地内の車路が 1 本のため、工事中の患者・職員の車両動線と工事車両動線について配慮した仮設計画を検討すること。
- ・ 周辺民家等への、視線、日照及び防音を考慮した計画とすること。（特に建設予定地北側には民家が建ち並んでおり、病棟の上階は北側の住宅より高くなる可能性がある。）
- ・ 本設計の対象敷地はステップ図の一点鎖線（太）内とする。ただし、工事ヤードや仮設の駐車場として運動場、農場は利用できる（工事完了後は原則復旧とする）。
- ・ 既存エネルギー棟の機能は新築棟に持たせるものとし、施設整備段階に応じて順次切り替えていく計画とする。

- ・切土、盛土のバランスに留意し、場外搬出土量の削減に努めること。
- ・雨水抑制について宇治市と協議の上、方針を決定すること。
- ・防火水槽の撤去・復旧について、管轄の消防と十分に協議すること。

イ 配置計画・平面計画・断面計画

- ・平成 30 年度診療報酬改定に対応できるようゾーニング、室配置を計画すること。
- ・出入管理を行う必要がある箇所について、電気錠等を適切に設置すること。その際、業務運用の動線についても十分に検討すること。
- ・エレベータの設置数は 3 基とすること。
- ・廊下幅は 2.5m 程度とすること。(ただし、職員用廊下はこの限りではない。)
- ・医療観察法病棟のアプローチは周囲から目の付きにくい構造とすること。
- ・利用者の自家用車、公用車、サービス車両の駐車場及びタクシーの寄りつき、送迎バスのバス停は適切に配置すること。
- ・階レベルやスパン、躯体断面の適正化による建設コスト縮減に配慮した合理的な断面・構造計画とすること。

ウ 外構計画

- ・アプローチ、駐車場及び植栽等の外構計画についても設計すること。職員や利用者のアクセスは現在と同じ敷地北西側とすること。

エ 構造計画

- ・施工性やコストの合理性、環境保全に配慮した基礎工法を計画すること。

オ 施工計画

- ・一般的な機器、材料及び工法を採用し、経済性、工期に配慮した施工計画とすること。
- ・地下水等を含む自然環境条件に配慮した工法を選定すること。

カ 設備計画

- ・受変電設備、発電設備、空気調和設備、給水設備、給湯設備等について、インシヤルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性、操作性、環境性能などを総合的に比較検討してシステムを選定すること。
- ・電力、水道、ガスについては、経済性やメンテナンス性に配慮し、災害時にも一定期間は指定の場所に供給可能な計画とすること。
- ・非常用発電設備は、168 時間運転に必要な能力と燃料タンク容量を検討すること。
- ・設備機器の維持管理について、情報通信技術の活用による省力化、省エネ化を考慮した自動制御・監視設備を計画すること。
- ・工事期間中の既存建物施設への影響が最小限となるような仮設工事及び、既設インフラ設備(電力、通信、給水、排水、ガス等)の切り替えについて、ステップ計画を検討すること。
- ・機械室を I 期棟に配置するなどし、設備の切り替えを最小限となるよう効率的な建物計画とすること。
- ・雷保護設備(外部雷、内部雷保護)を計画すること。
- ・通信、情報設備については、業務に必要な構内交換設備、院内 LAN 設備(電子カルテ・医事電算等)に対応できる計画とすること。

- また、必要に応じて、ケーブルを入線できるよう空配管を計画すること。
- ・構内 PHS（医療用）を利用できるよう、アンテナ等の設置を計画すること。
- ・業務、非常放送（兼用）により、院内放送が出来るように拡声設備を計画すること。
- ・会議室などに、映像、音響設備（ローカル放送）を計画すること。
- ・監視カメラ設備、防犯設備、入退室管理設備を設置し、その状況をスタッフステーション、警備員室等で確認できるよう計画すること
- ・ナースコール設備を計画すること。
- ・太陽光発電により、自然エネルギーの活用を図ること。
- ・衛生器具設備については、衛生的で、感染防止を講じた節水型器具を計画すること。
- ・井水の雑用水への利用を計画すること。また、井戸の掘削位置について検討すること。
- ・法令に適合し、有効かつ迅速に消火が行える消火設備を計画すること。
- ・空気・酸素・吸引などの医療ガス設備を計画すること。

キ 諸室条件

(ア) 病室

- ・原則個室とするが、慢性期においては多床室（4床室）も可とする。
- ・閉鎖病棟（救急、急性期、医療観察法）の壁はクッション性のある仕様とすること。
- ・室内には、必要に応じて、便所、手洗い、シャワー、簡易な造作物置を設置すること。
- ・防音について考慮すること。

(イ) 厨房

- ・HACCP.による食品管理システムに準拠し計画すること。清潔区域・準清潔区域・汚染区域毎にゾーニングし、細菌繁殖の防止、清浄度の確保、防虫対策に配慮した計画とする。また、特別治療食、アレルギー食及び個別対応食に対応できるよう計画すること。
- ・乾式厨房とすること。定期的に消毒洗浄できるよう排水枘及び側溝を設けること。
- ・現在、使用している厨房機器については別紙のとおり。
- ・常時 630 食/日（210 床×3 食/日）を提供できるよう計画すること。
- ・災害時に最低限の給食を 3 日間（210 床×90%×3 食/日）提供できるよう計画すること。

6 その他

(1) 留意事項

- ア 積極的に京都府内産木材の利用に努めること。
- イ 省エネルギー、再生可能エネルギー、環境負荷の低減に配慮すること。
- ウ ライフサイクルコストの検討を実施するとともに、点検、保守、維持管理、機器更新等に配慮した計画とすること。
- エ バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- オ 現在、以下について実施予定であるため、業務実施に当たっては、必要に応じて協議を行い、設計に反映すること。
 - (ア) 既存棟アスベスト調査（令和元年度予定）
- カ 工事中の仮設計画については、施設管理者と調整の上、工事中の職員や利用者の動線に配慮した計画とすること。
- キ 関係者協議期間（内部意思決定期間含む）等を考慮した詳細な業務工程表を作成して業務の進捗管理を徹底すること。なお、工期の変更と必要とする場合は、担当部署と協議す

ること。

ク 現地調査は施設管理者と事前に調整したうえで行うこと。

ケ 施設管理者の意見及び要望を十分反映しうるよう、ヒアリングの実施や異なる意見等も十分に調整をしたうえで、業務を行うこと。

調整・ヒアリング窓口：京都府健康福祉部医療課

(2) 施設整備計画から修正が必要な事項

ア 機械室がⅡ期棟にあり、インフラの仮設の切り替えが余分に発生し非効率であるため修正。

イ 全体面積が約 19,000 m²で計画されているため、約 16,500 m²に修正。

ウ 廊下幅が 2.8mで計画されているため、2.5mに修正。

エ エレベータが 4 基で計画されているため、3 基に修正。

オ 講堂が配置されているが、設置しない計画とすること。

カ 平成 30 年度診療報酬改定を反映させること。